

名古屋長野県人会会則

(名 称)

第1条 本会は名古屋長野県人会と称する。

(構 成)

第2条 本会は、原則として中京地区に在住する長野県出身者及びその関係者等で、本会の趣旨に賛同の上入会した個人と同居の家族並びに長野県にゆかりがあり本会の趣旨に賛同の上入会した法人、(以下「会員」という。)をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の福祉と親睦をはかり、併せて郷土の発展に寄与する事を目的とする。

(事務局)

第4条 本会の事務局を長野県名古屋事務所内に置き次の事務を行なう。

- (1) 会員との相互連絡事務
- (2) 各種行事及び会議の連絡並びに記録に関する事務
- (3) 会計に関する事務

2 事務局長は、会長が委嘱する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の連絡並びに情報交換
- (2) 会員のレクリエーションに関する事項
- (3) その他必要な事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名 (内1名は会長代行とする)
- (3) 理 事 10名以上15名以内
- (4) 監 事 2名
- (5) 支部長

2 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

なお、支部長の任期は、支部規約等によるものとする。

3 役員は別に定める「役員推薦委員会」の推薦に基づき総会において選出する。

ただし、支部長は支部規約等により、選出された代表者とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 会長事故あるときは、予め会長が指名した副会長がその職務を代行する。

ただし、その副会長に事故あるときは、別に定める順序に従いその職務を代行する。

3 副会長、理事及び支部長は、会長、副会長を積極的に補佐し、この会の中核とし常時本会の運

営について審議執行する。

4 監事は、会務の執行状況を監督する。

(顧問・相談役・参与)

第8条 本会に顧問、相談役、参与を置くことができる。

2 顧問、相談役、参与は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問、相談役、参与は、会長の諮問に応じて、本会の運営について意見を述べる。

(役員会)

第9条 本会は、第7条3項の審議執行のために役員会を置く。

2 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

3 役員会は、総会で決する事項の審議を行う。

4 役員会は、専門委員会からの報告を受ける。

5 役員会は、規定等の制定を行う。

6 役員会は、会則及び規定等に定められていない事項について、審議のうえ決する。

(専門委員会)

第10条 本会に専門委員を置く。

2 専門委員は、会長が委嘱する。

3 専門委員は委員会を構成し、委員長は理事より、副委員長は理事及び専門委員より選出する。

4 専門委員会の職務分掌については、別に定める職務の遂行にあたる。

5 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

6 会長及び副会長は、必要に応じて専門委員会に出席することができる。

(総 会)

第11条 総会は、原則として年1回とし、会長が招集し会則の改廃、事業計画、会計報告、その他本会の重要事項を出席者の過半数により決する。

2 総会の議長は、会長が仮議長となり指名する。

3 総会は、必要に応じて臨時会を開催することができる。

(会 費)

第12条 本会は、運営の円滑な推進を図るため、会員から会費を受領する。

2 会費は、別に定める「会費納入規程」により、年度当初に納入する。

3 会費を2年以上納入しなかった会員は、退会したものと見なし除籍することができる。

ただし、未納会費を納入した場合は復活登録することができる。

4 家族会員の場合、当該家族会員の属する会員が会員でなくなったときは、普通会员になる事ができる。

5 第3項により除籍する場合は、未納会費の請求をするものとする。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(支 部)

第15条 支部は、総会で承認された場合には設置することができる。

- 2 支部は本部事業に積極的に協力する。
- 3 支部長は、支部所属の会員より本部会費を徴収し、一括納入するものとする。
- 4 前項により一括納入した場合は、その一部を支部活動費として還元する。

(附 則)

この会則は昭和44年7月8日から施行する。

(附 則)

この会則は昭和57年5月30日から施行する。

(附 則)

この会則は昭和59年5月28日から施行する。

(附 則)

この会則は昭和60年5月26日から施行する。

(附 則)

この会則は平成13年5月12日から施行する。

(附 則)

この会則は平成14年5月11日から施行する。

(附 則)

この会則は平成16年2月22日から施行する。

(附 則)

この会則は平成18年2月5日から施行する。

(附 則)

この会則は平成25年2月2日から施行する。

(附 則)

この会則は平成30年2月3日から施行する。

(附 則)

この会則は令和3年1月30日から施行する。

(附 則)

この規程は令和6年2月1日から施行する。

長野県名古屋事務所

住所

〒460-0004

名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル5階